

令和4年12月市議会定例会追加議案件名

- 議案第135号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第136号 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第137号 白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第138号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第139号 令和4年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第140号 令和4年度白河市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第141号 令和4年度白河市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第142号 令和4年度白河市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和4年12月市議会定例会追加議案要旨

議案第135号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

福島県人事委員会勧告に準じ、任期付職員の期末手当の支給月数の変更など、所要の改正をしようとするものであります。

議案第136号 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福島県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与の改定など、所要の改正をしようとするものであります。

議案第137号 白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福島県人事委員会勧告に準じ、会計年度任用職員の給与について改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第138号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第11号）

(1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出補正総額は265,125千円増額となり、歳入歳出予算総額は33,577,704千円となりました。

款別補正の内訳は、次のとおりであります。

歳入については、国庫支出金115,894千円、県支出金6,781千円、繰入金69,448千円、諸収入2千円、市債73,000千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、議会費524千円、総務費17,815千円、民生費14,264千円、衛生費52,720千円、農林水産業費2,927千円、商工費3,344千円、土木費160,487千円、教育費13,044千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出補正は、次のとおりであります。

職員給与関係費	69,768千円
出産・子育て応援交付金事業	40,693千円
道路改良事業（交付金）	138,264千円
公園管理費	16,400千円

(2) 繰越明許費の補正

事業の進捗に伴い、繰越明許費を追加するものであります。

(3) 地方債の補正

事業の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び限度額の変更をするものであります。

議案第139号 令和4年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正総額は1,505千円増額となり、歳入歳出予算総額は5,663,068千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金1,505千円を増額補正するものであります。

歳出については、総務費1,505千円を増額補正するものであります。

議案第140号 令和4年度白河市介護保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正総額は1,700千円増額となり、歳入歳出予算総額は6,004,372千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金1,700千円を増額補正するものであります。

歳出については、総務費1,700千円を増額補正するものであります。

議案第141号 令和4年度白河市水道事業会計補正予算（第2号）

(1) 業務の予定量の補正

改良費を796,693千円に改めるものであります。

(2) 収益的収入の補正

営業外収益87千円を増額補正し、その総額として水道事業収益1,258,481千円を予定するものであります。

(3) 収益的支出の補正

営業費用955千円を増額補正し、その総額として水道事業費用1,230,204千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費658千円を増額補正し、その総額として資本的支出1,072,562千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を135,510千円に改めるものであります。

(6) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた下水道事業会計からの補助金を5,475千円に改めるものであります。

議案第142号 令和4年度白河市下水道事業会計補正予算（第2号）

(1) 収益的収入の補正

営業外収益523千円を増額補正し、その総額として下水道事業収益2,376,629千円を予定するものであります。

(2) 収益的支出の補正

営業費用 5 2 3 千円を増額補正し、その総額として下水道事業費用 2, 3 7 3, 8 8 1 千円を予定するものであります。

(3) 資本的収入の補正

他会計補助金 5 2 3 千円を増額補正し、その総額として資本的収入 1, 7 0 7, 1 7 3 千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 5 2 3 千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1, 8 2 8, 6 8 5 千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 9 3, 0 8 0 千円に改めるものであります。

(6) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を 1, 3 4 4, 4 4 0 千円に改めるものであります。